

法定講習を県外で受講する場合の申請等の流れ

1. 希望の法定講習実施団体に受講可能か事前に相談し、受講の事前承諾を得る。
2. 受講可能との事前承諾が得られた場合は、別紙県外受講承認申請書を当課あて送付。

【送付先】〒520-8577 大津市京町4-1-1 滋賀県庁住宅課管理係あて

3. 当課から県外受講承認書を申請者あて送付。
4. 受講希望の法定講習実施団体あてに講習受講申込み。
(提出書類の例) ※申込みに必要な書類は法定講習実施団体に確認すること。
受講申込書 (受講希望の法定講習実施団体使用のもの)、受講料、
宅地建物取引士証交付申請書、顔写真、県外受講承認書
5. 法定講習を受講。講習終了後、宅地建物取引士証交付申請書に講習受講証明印を講習実施団体からもらう。(別に証明書を発行される場合もある。)

6. 講習受講証明印のある宅地建物取引士証交付申請書等を当課あて送付。

(送付書類) ・宅地建物取引士証交付申請書

・顔写真 2枚

※縦3cm×横2.4cm・顔2cm程度。

※申請前6か月以内撮影の、無帽、正面、上半身、無背景のカラー写真。

※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。

※1枚は、申請書に添付。もう1枚は証に貼るので、そのまま提出。

・滋賀県収入証紙(4,500円)

・郵送による返送を希望の場合のみ、簡易書留(404円)または特定記録(244円)用郵便切手を添付した定形の返信用封筒(レターパック可)

・旧宅地建物取引士証(失くした場合は、始末書(任意様式)必要。)

※使用している場合は、新取引士証が届き次第、速やかに返納すること。

7. 1週間後に、当課から取引士証ができた旨のハガキを通知。郵送希望者には返信用封筒により郵送。